
■高齢者の自宅の売却トラブルに注意！

<相談事例>

○長時間の勧誘を受け、説明もなく書面も渡されないまま強引に売却契約をさせられた

一人暮らしの自宅に突然、不動産業者が2人で訪ねて来た。住んでいるマンションを売らないかと勧められ、とにかく売れ売れと夜9時半まで居座られた。翌日も2人で訪ねてきて朝10時から夜7時頃まで居座られた。「マンションを売ったら入所できる施設は探してあげる」と言われ、新型コロナウイルスの感染状況等で気が弱くなっていたこともあり、結局売ることになってしまった。何か書面に署名押印したが、業者からは会社案内のパンフレットしかもらっていない。買い手が待っているとされたが、契約をなかったことにしてほしい。

○その他、以下のような相談も寄せられています。

- ・有利な話があると長時間勧誘され売却と賃貸借の契約をさせられた
- ・強引に安価な売却契約をさせられ、解約には高額な解約料がかかると言われた
- ・嘘の説明を信じて、自宅の売却と賃貸借の契約をしてしまった
- ・自宅の売却をしたようだが覚えておらず、住むところがないため解約したい
- ・売却後、住宅のシロアリ駆除費用の負担を求められた
- ・登記情報を参考にしたという売却の勧誘はがきが来て迷惑だ

<消費者へのアドバイス>

- ・自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできません
- ・よくわからないことや納得できないことがあったら、解決するまで契約はしない
- ・勧誘が迷惑だと思ったらきっぱりと断り、今後勧誘しないように伝えましょう
- ・不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談してください

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

自宅の売却 トラブルに注意



朝10時から
夜9時半まで家
を売るよう勧誘
され、強引に契
約させられた

(80歳代)

「このマンション
は10年後には取り
壊される」という
嘘の説明を信じて、
相場より安く契約
してしまった

(70歳代)

強引に売却させ
られ解約するなら
900万円支払うよ
うにと言われた

(80歳代)



自宅を不動産業者に売却した場合、
クーリング・オフはできません



わからないことがあれば、解決する
まで契約しないようにしましょう



勧誘が迷惑だと思ったら、
きっぱり断りましょう



不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ！



独立行政法人

国民生活センター

(2021年6月24日公表)

「強引に勧誘され、安価で自宅を売却する
契約をしてしまった」

「解約したいと申し出たら違約金を請求された」
といった、高齢者の自宅の売却に関する相談が寄せられています。

問題点

・長時間の勧誘や嘘の説明によって望まない契約をしている。

・仕組みや流れを理解しないまま契約している。

・家族や周りの人が契約後に気づき、トラブルになっているケースも。

トラブルを防ぐために

・希望しない場合は、「売る気はありません」ときっぱり断る。

・業者に聞いてもわからない場合は、解決するまで契約しない。

・契約前に、周りの信頼できる人に相談し、なるべく1人で対応しない。

通話録音装置や、迷惑電話対策機能のついた電話機を利用することも検討しましょう。

不安に思った場合は、
消費者ホットライン「188」へ！



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤン



独立行政法人

国民生活センター

(2021年6月24日公表)